

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当における
年金関係情報の取扱いについての留意事項等（情報照会マニュアル）

1. 年金関係情報の取扱いに係る基本事項

（１）年金関係情報に情報照会を行う事務手続

特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当（以下「特別児童扶養手当等」という。）において年金関係情報を照会する事務手続は下表のとおりです。

特定個人情報	管理番号	事務手続名
64 国民年金法又は被用者年金各法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報	46-4	特別児童扶養手当の認定（日本年金機構への照会）
	46-7	特別児童扶養手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	46-8	特別児童扶養手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	46-9	特別児童扶養手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	46-32	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（国家公務員共済組合連合会への照会）
	46-33	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	46-34	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	46-35	特別児童扶養手当額改定請求書の内容審査（日本年金機構への照会）
	47-69	障害児福祉手当の認定（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-70	障害児福祉手当の認定（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）
	47-71	障害児福祉手当の認定（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
	47-72	障害児福祉手当の認定（日本年金機構への照会）
54 昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第二項において準用する特別児童扶養手当等の支給に関する法律第十七条	47-35	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本年金機構への照会）
	47-38	福祉手当所得状況届の内容の審査（国家公務員共済組合連合会への照会）
	47-39	福祉手当所得状況届の内容の審査（地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会への照会）

第一号の障害を支給事由とする給付の支給に関する情報	47-40	福祉手当所得状況届の内容の審査（日本私立学校振興・共済事業団への照会）
---------------------------	-------	-------------------------------------

【照会条件】 既定（デフォルト）のみ

（２）基本的な事務の考え方及び年金関係情報のデータ項目について

特別児童扶養手当法（昭和 39 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 3 条（特別児童扶養手当）、第 17 条（障害児福祉手当）及び国民年金法等の一部を改正する法律（[昭和 60 年法律第 34 号](#)）附則第 97 条（経過的福祉手当）の規定による手当の支給要件の確認又は手当の支給の制限に当たっては、特別児童扶養手当の支給対象障害児並びに障害児福祉手当及び経過的福祉手当の受給者（以下、「支給対象障害児等」という。）における障害年金等の受給の有無を日本年金機構（以下「機構」という。）に情報照会を行って確認する必要があります。

これらの事務手続において、情報連携によって取得できる年金関係情報は「年金給付情報」となりますが、その中の「年金基本情報」及び「年金基本額情報」のデータ項目を確認することにより、対象者が障害基礎年金等の受給者であるかどうかを確認することとなります。

※ 経過的福祉手当に関しては、特別障害給付金情報へも照会を行います。詳しくは日本年金機構の年金関係情報提供マニュアルの該当ページを参照してください。

2. 年金関係情報の確認方法

特別児童扶養手当等に係る事務においては、支給対象障害児等の障害基礎年金等の受給状況を確認する必要がありますので、情報連携開始後の事務においては以下の手順で確認してください。

（手順 1） 特別児童扶養手当及び障害児福祉手当においては、まず、認定請求書等においておける障害による年金の受給状況（[支給や支給停止](#)）が確認できるし、「[支給されている](#)」、「[支給停止](#)」、「[支給されない](#)」であった場合には、申請時点で情報照会を行います。

一方、「申請中」であった場合には、留意点がありますので、後述の 3 を併せて確認してください。

（手順 2） 認定請求書等に記載を求める支給対象障害児等のマイナンバーで、情報照会を行います。照会条件は既定（デフォルト）のみのため、特に操作は必要なく、直近の情報を確認することができます。

この際、情報照会結果が正常に返ってきた場合は、現時点で受給権を有していると判断できることから、手順 3 に進みます。エラー分類 3004・エラー詳細 000000 の「情報提供エラー」が表示される場合は、現時点で障害基礎年金等の受給権を有していないこととなりますので、特別児童扶養手当等の支給要件を満たすことを情報連携によって確

認することができます。（後述の副本更新スケジュールによる影響の場合を除く。）

（情報照会結果の画面のイメージ）

新法障害基礎年金・障害厚生年金情報	
年金の種類(年金コード)	1350
年金基本情報	
受給年金制度情報	国民年金
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
年金基本情報	
受給年金制度情報	厚生年金
受給権発生年月日	2017-04-01
受給権失権年月日	ReasonOfNull
年金支給停止理由コード(その1)	00
年金支給停止開始年月(その1)	000000
年金支給停止終了年月(その1)	000000
障害等級コード	2
年金基本額情報	
年金支給開始年月日	2018-04-01
年金支給停止額情報(国民年金)	0
年金支給額情報(国民年金)	779300
年金支給停止額情報(厚生年金)	0
年金支給額情報(厚生年金)	456300

（手順3） 全額支給停止でないかを確認する。

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」を確認し、表示されている金額が0円でなければ、実際に支給されていることが分かります。また、「年金基本情報」中、「年金支給停止理由コード」を確認します。表示されるデータが「00」となっていれば支給は停止されていないことが分かります。

したがって、このような場合には、支給対象障害児等は障害年金を受給できるため、特別児童扶養手当等の支給を受けることができないことを情報連携によって確認することができます。

「年金基本額情報」中、「年金支給額情報」が0円の場合で、「年金支給停止理由コード」に「03」、「11」等と表示されている場合には、障害基礎年金が全額停止となっており、支給されていないことになります。

したがって、そのような情報照会結果が表示された場合は、障害年金は全額支給停止であると判断でき、特別児童扶養手当等の支給要件を満たすことを情報連携によって確認することができます。

- ・ データ分類 「00」：（停止なし）
- 「03」：（併給選択による全額停止）
- 「11」：（障害不該当）

3. 障害年金を「申請中」とであると申出のあった場合の事務手順について

認定請求書における障害による年金の受給状況について「申請中」であった場合には、機構等の年金給付情報の副本更新スケジュールにより確認できない期間が発生する場合があります。

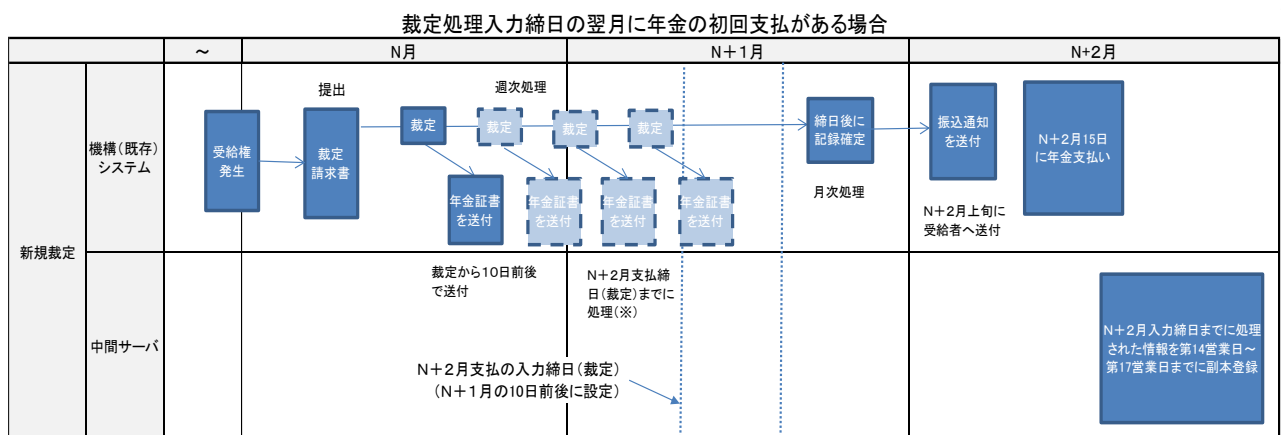
つきましては、申請者から参考として年金請求月を聞き取った上で、下記に留意して情報照会いただきますようお願いいたします。

○年金が新規裁定の場合

年金が新規裁定の場合は、機構において週次で裁定処理が行われ、裁定日から約 10 日後に年金証書が発送されます。

この裁定入力、N+2 月支払の入力締日（通常 N+1 月の 10 日頃に設定）までに行われた場合、特別児童扶養手当支給事務で確認する「年金給付情報」の副本情報は、その後 N+2 月の第 14～17 営業日の間に順次更新されます。その間は、更新されているデータと更新されていないデータが混在することとなるため、更新後の情報を確認する場合は、更新月の第 18 営業日以降に照会を行う必要があります（図 1 参照）。各請求月における副本更新日の目安については、図 2 を参照してください。

【図 1】年金給付情報の副本更新フロー



※支払 N+2 月の入力締日までに裁定処理等が完了しなかった場合は、N+3 月の支払いとなり、副本登録は N+3 月の第 14 営業日から第 17 営業日までに行われる

【図 2】年金請求時の副本更新日一覧（2019（平成 31）年度）

請求月 (N 月)	裁定入力締日 (N+1 月)	副本更新日 (N+2 月)	請求月 (N 月)	裁定入力締日 (N+1 月)	副本更新日 (N+2 月)
4 月	5 月 10 日頃	6 月 26 日頃	10 月	11 月 10 日頃	12 月 26 日頃
5 月	6 月 10 日頃	7 月 25 日頃	11 月	12 月 10 日頃	1 月 29 日頃
6 月	7 月 10 日頃	8 月 27 日頃	12 月	1 月 10 日頃	2 月 26 日頃
7 月	8 月 10 日頃	9 月 27 日頃	1 月	2 月 10 日頃	3 月 25 日頃
8 月	9 月 10 日頃	10 月 25 日頃	2 月	3 月 10 日頃	4 月 24 日頃
9 月	10 月 10 日頃	11 月 27 日頃	3 月	4 月 10 日頃	5 月 26 日頃

※上記は最短のスケジュールであり、機構における裁定処理が N+2 月支払の入力締日までに間に合わなかった場合、副本更新時期は、N+3 月以降にずれることになります。

4. その他

（１）経過的福祉手当における年金給付関係情報の確認について

経過的福祉手当については、所得状況届提出時（毎年 8 月 12 日から 9 月 11 日）に情報照会を行う等して、年金の受給の有無に関する情報を適切に把握いただきますようお願いいたします。

（２）情報連携による確認が困難なケースの対応について

情報照会を行ったときに、副本更新前であることが原因で直近の情報が確認できないと考えられる場合は、手当の支払いの処理のスケジュールに鑑みて、情報連携による確認を待つことが困難な場合には、従前のとおり、本人へ添付書類を求めるか、機構等に対して公用照会を行ってください。

以上